第四条第一項中「第六項第六号並びに同項第七号」を「第六項第五号並びに同項第六号」に改め、「提出の要求」の下に「（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）」を加え、「同条第六項第六号」を「同条第六項第五号」に、「千万円」を「五千万円」に、「であって、当該要求」を「又は国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であって、当該電磁的記録の提示等の要求」に改め、同項第二号中「とともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく」を削り、同条第三項中「証明したとき」の下に「、又は納税地等の所轄税務署長が当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているとき」を加え、同項ただし書中「場合」の下に「又は当該理由がなかったとした場合」を加える。

第五条第一項中「帳簿」を「仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項の記載に係るものに限る。）」に、「帳簿又は」を「仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項の記載に係るものに限る。）又は」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第二条第六項及び第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保存が行われる電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第三項に規定する国税関係書類（以下この項において「国税関係書類」という。）について適用し、施行日前に保存が行われた国税関係書類については、なお従前の例による。

2　新令第四条の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、施行日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

3　新令第五条第一項の規定は、施行日以後に国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この項において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用し、施行日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

○財務省令第二十三号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号及び第十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条及び第四条第二項第四号において「令和五年改正法」という。）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号ハ及び第四条第二項第四号において「令和五年旧措置法」という。）」に改め、同条第十七号中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二第一項」に改め、同条第二十六号中「（以下この条」を「（第三十号ロ」に改め、同条第二十八号中「。以下この条及び第四条第二項第一号」に、「（以下この条及び第四条」を「（第三十号イ及び第四条第二項第一号」に改め、同条第三十号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　令和五年改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定

第二条第三十一号イからハまでの規定中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条第三十四号を削り、同条第三十五号を同条第三十四号とし、同条第三十六号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五十八号中「この条」を「この号」に、「第六十号」を「第五十九号」に改め、同号を同条第五十七号とし、同条第五十九号を同条第五十八号とし、同条第六十号から第六十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十八号を削り、同条第六十九号中「第六十六条の十一の五第一項又は」を「第六十六条の十一の四第一項又は」に改め、同号イ中「第六十六条の十一の五第一項」を「第六十六条の十一の四第一項」に改め、同号ロ中「第六十六条の十一の五第二項」を「第六十六条の十一の四第二項」に改め、同号を同条第六十七号とし、同条第七十号を同条第六十八号とし、同条第七十一号から第八十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第八十二号から第百六十二号までを削る。

第四条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項」を「又は第九項」に、「若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項」を「又は第四十七条の二第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「又は第六十九条第五項」及び「又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「令和二年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）」に改め、「又は第百条第五項」を削り、「令和二年旧措置法」を「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「又は第六十八条の三十四第一項若しくは第五十五条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第六十六条第一項」及び「、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八条の十第一項、第六十八条の十五の四第一項若しくは第六十八